

銚子労基署たより

令和5年6月1日発行
銚子労働基準監督署

全国安全週間準備月間が始まります

～ 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場 ～

(1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町)における令和4年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上(死亡災害)は172件(前年比-18件)(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)死亡災害は1件(前年同数)でした。

第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年)では、令和4年の死亡災害件数の目標値を133件以下としておりましたが、残念ながら達成することはできませんでした。なお、近年、死傷災害が増加傾向で推移しており、令和5年の状況(4月末現在)も前年比+2件の状況となっております。

事業場の皆様におかれましては、新たに策定された第14次労働災害防止計画(令和5年～9年)を踏まえた労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和3年・4年(確定)				令和4年・5年(4月末)			
	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率(%)	令和4年	令和5年	対前年増減	増減率(%)
食品製造業	33	28	-5	-15.2	6	13	7	116.7
[水産食品製造業]	14	15	1	7.1	3	4	1	33.3
繊維・繊維製品製造業			0	0.0		1	1	999.9
木材・家具製品製造業	1	0	-1	-100.0		0	0	#DIV/0!
紙等製造・印刷製本業	1	1	0	0.0		1	1	999.9
化学工業	9	12【1】	3	33.3		2	2	999.9
窯業・土石製品製造業	4	2	-2	-50.0	1	0	-1	-100.0
鉄鋼・非鉄金属製品製造業	3	1	-2	-66.7		0	0	#DIV/0!
金属製品製造業	8【1】	7	-1	-12.5	1	4	3	300.0
一般機械器具製造業			0	0.0		0	0	#DIV/0!
電気機械器具製造業	3	1	-2	-66.7	1	0	-1	-100.0
輸送用機械器具製造業		1	1	0.0	1	0	-1	-100.0
電気・ガス・水道業			0	0.0		0	0	#DIV/0!
その他の製造業	2	4	2	100.0	2	0	-2	-100.0
小計	64【1】	57【15】	-7	-10.9	12【0】	21	9	75.0
建設業			0	0.0		0	0	#DIV/0!
土木工事業	7	3	-4	-57.1		0	0	#DIV/0!
建築工事業	9	9【1】	0	0.0	1	0	-1	-100.0
[木造建築工事業]	2	1【1】	-1	-50.0		0	0	#DIV/0!
その他の建設業	9	6	-3	-33.3	2	1【1】	-1	-50.0
小計	25	18【15】	-7	-28.0	3【0】	1【1】	-2	-66.7
運輸業								
運輸交通業	19	17	-2	-10.5	2	2	0	0.0
[道路貨物運送業]	17	17	0	0.0	2	2	0	0.0
陸上貨物取扱業		1	1	0.0	1	0	-1	-100.0
小計	19	18【0】	-1	-5.3	3【0】	2	-1	-33.3
農林業	7	5	-2	-28.6	3	1	-2	-66.7
畜産・水産業	4	11【3】	7	175.0	1	3	2	200.0
商業	30	19【15】	-11	-36.7	5	4	-1	-20.0
[小売業]	21	15【15】	-6	-28.6	5	3	-2	-40.0
通信業	7	5	-2	-28.6	2	0	-2	-100.0
保健衛生業	31【15】	106【83】	75	241.9	6【2】	13【10】	7	116.7
[社会福祉施設]	17【5】	67【51】	50	294.1	3	1	-2	-66.7
接客接客業	2	6【1】	4	200.0	1	2	1	100.0
[旅館業]		1	1	0.0		1	1	999.9
[飲食店]	2	3	1	50.0		0	0	#DIV/0!
[ゴルフ場]		1	1	0.0	1	0	-1	-100.0
娯楽・と畜業	6	4	-2	-33.3		1	1	999.9
上記以外の事業	10	14【1】	4	40.0	4	3【1】	-1	-25.0
小計	86【10】	154【105】	68	79.1	18【10】	23【10】	5	27.8
合計	205【10】	263【105】	58	28.3	40【10】	51【10】	11	27.5

(2) 全国安全週間準備月間が始まります！

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的には減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

また、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するため、労使一丸となった取組が求められています。

そのため、今年度は、「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。**7月1日(土)から7日(金)までを「全国安全週間」、6月1日(木)から30日(金)までを準備期間**として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていただくようお願いいたします。

スローガン
**高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場**

第96回
全国安全週間
令和5年7月1日(土)～7日(金)
準備期間:令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主催】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
【協賛】 建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
海運物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

(3) 年度更新期間が始まります

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日(木)～7月10日(月)です。年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

なお、申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

令和5年度労働保険年度更新
厚生労働省ホームページ



労働保険の電子申請
特設サイト



Poster for labor insurance renewal. It features three people in business attire holding a sign that says "安心して働きたい!" (I want to work with peace of mind!). The text includes "令和5年度 労働保険の年度更新 (労災保険・雇用保険) 6.1木～7.10月". It also mentions "申告と納付はお早めに" and "電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。" (Electronic application is possible anytime, regardless of time zone. Please use it if possible.)

Poster for labor insurance electronic application. It features a cartoon goat character in a suit. The text includes "労働保険は電子申請" (Labor insurance is electronic application) and "無料で電子申請をお手伝いします。" (We will help you with free electronic application). It also mentions "GビズIDなら電子証明書なしで労働保険年度更新が可能!" (With G-Biz ID, you can renew labor insurance without an electronic certificate!) and "いつでもどこでも手続可能! カンタン・スピーディーに申請! ムダな時間やコストも削減!" (Procedure possible anytime, anywhere! Simple and speedy application! Reducing unnecessary time and costs!).

(4) 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」とし、「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

なお、労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生や特定技能外国人の受け入れ事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。

令和5年度 外国人労働者問題啓発月間
ホームページ

